

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年4月2日認可した。

平成31年4月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）大原上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）立石地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）三谷中筋地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）黒島地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）八丁2号地区
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）池之内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）豊光地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）青岡地区
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東中村2号地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の本3号地区
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）おろち池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）峠西原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大坊地区